

令和8年
1月1日から

林野火災注意報・警報の運用を開始しました

問 消防本部予防課 (☎66-1619)

近年、全国的に大規模な林野火災が多く発生しています。

市では、総務省消防庁の「林野火災注意報・警報の発令等の提言」を受け、気象状況に応じて「林野火災注意報」または「林野火災警報」を発令します。発令時は、火の使用が制限されますので、ご注意ください。



■発令基準

下記の①または②に該当する場合

- ①前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下、かつ、前30日間の合計降水量が30ミリメートル以下
 - ②前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下、かつ、乾燥注意報が発表

警報

林野火災注意報の発令中に、強風注意報が発表された場合

■発令中の規制

- ・山林、原野などの場所で火入れをしない
 - ・煙火（花火）を使用しない
 - ・屋外でのたき火や火遊びをしない
 - ・屋外で、引火性または爆発性の物品やその他の可燃物のそばで喫煙をしない
 - ・山林、原野などの場所で喫煙をしない
 - ・残火（たばこの吸殻を含む）、取灰または火粉を確実に消火する

■ 発令の方法

市ホームページや市民安全情報ネットワーク
(メール、LINE、すぐーる)でお知らせします。
なお、警報の場合は防災行政無線でもお知らせします。



市民安全情報ネットワークに登録しておけば、発令情報を受け取ることができます。この機会にぜひご登録ください。



林野火災警報は、火の使用を制限するもので、違反した場合は30万円以下の罰金または拘留に処されます。(消防法第44条)

注意 ※林野火災注意報は努力義務を課すもので、罰則は伴いません。

令和8年
2月4日から

事前登録不要！

119番映像通報機能の運用を開始します

問 消防本部救急指令課 (☎66-1207)

119番通報時の内容を踏まえ、指令員が必要と判断した場合に、通報者の同意を得た上で通報者に映像通報サービスを利用してもらいます。これにより、通報者が現場の映像の送信や、指令センターからより適切なサポートを受けることができます。詳しくは二次元コードから。

※映像通報にかかるパケット通信料は、通報者のご負担となりますのでご了承ください。

